

令和6年3月改訂

古物営業ガイド



＜福岡県警察本部 生活保安課＞

目 次

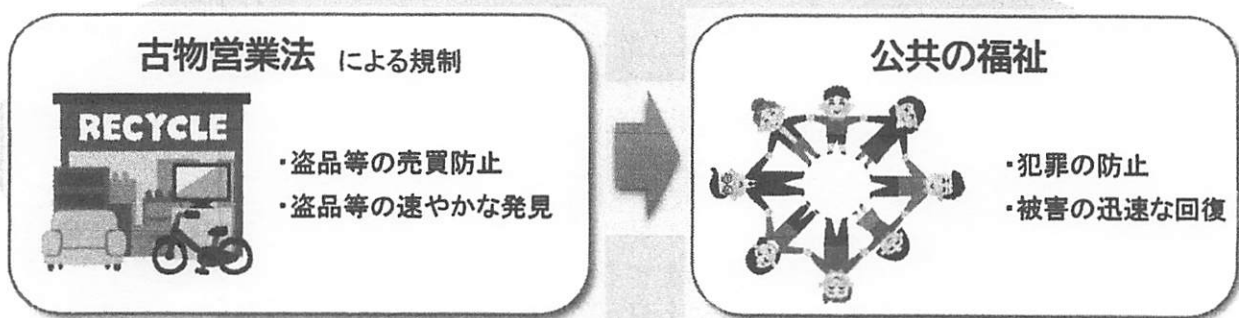
第1	古物営業法について	1
1	法の目的	1
2	古物営業の許可	1
第2	古物商の義務	2
1	古物商の三大義務	2
2	その他の義務	4
第3	古物市場主の義務	4
第4	各種手続き	5
1	変更届出	5
2	許可証の返納	6
3	競り売り・仮設店舗の届出	6
第5	営業の制限	6
第6	立入調査	7
第7	無償回復請求	7
第8	青少年からの買取	7
別添	帳簿の記載・相手の確認義務早見表	8
	不審者・盗品等発見のポイント	9
	自動車・バイク商の皆さんへ	10
	各種書式例	11

第1 古物営業法について

1 法の目的

古物の売買等を行う古物営業は、一般的な営業活動に比べて盗品等（窃盗等による犯罪の被害品）の処分先として悪用されやすいという特性があります。

古物営業法は、盗品等が売買等されることなく速やかに発見されるよう、古物営業に関する規制を行うことにより、窃盗等の犯罪を未然に防止し、被害を迅速に回復することを目的としています。



2 古物営業の許可

古物の売買等をする古物商と古物商間の取引のための市場を経営する古物市場主は、許可制となっています。

○ 欠格事由

許可には、欠格事由があり、これに該当する場合、許可を受けることができません。また、許可を受けた後、欠格事由に該当することとなった場合、許可の取消処分を受けることがあります。

○ 許可の対象

許可は、営業主体である個人や法人に対してなされるもので、他者に譲渡や承継できません。（個人事業主が法人化する場合も同様です。）また、許可の名義を他者に貸す行為は処罰の対象となります。

○ 許可単位

都道府県公安委員会の許可ですが、いずれかひとつの都道府県公安委員会の許可を受ければ、全国に営業所を設けて営業することができます。

第2 古物商の義務

1 古物商の三大義務

その1 取引相手の真偽の確認義務

古物の買受け、交換、売却・交換の受託の際、法令に定める方法により相手方の真偽を確認しなければなりません。

～確認方法の例～

① 対面取引の場合

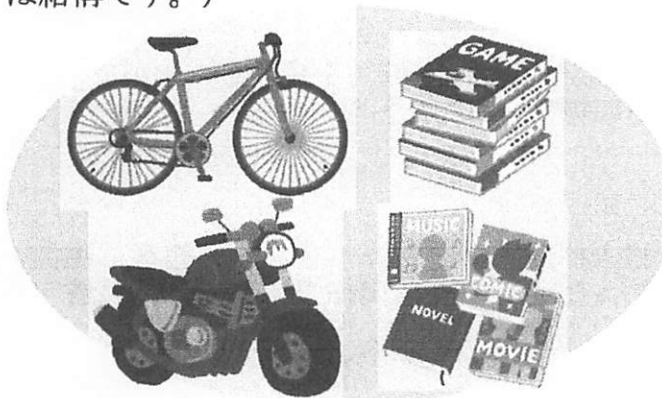
- ・ 相手から運転免許証等の身分証明書の提示を受ける。
- ・ 相手に目の前で住所、氏名、職業、年齢を自書してもらう。

② 非対面取引の場合

- ・ 住所、氏名、職業、年齢に係る電子署名が行われたデータを受信する。
- ・ 住所、氏名、職業、年齢の申出を受け、
 - 印鑑登録証明書と実印押印書面の送付を受ける。
 - 本人限定受取郵便の送付と到達確認を行う。
 - 本人限定受取郵便で古物の代金を支払う契約をする。
 - 住民票の写しの送付を受け、住民票の名義人の金融機関口座に古物の代金を振り込む契約をする。
 - 自身の提供するソフトウェアにより容貌の画像と顔写真付き身分証明書の券面、厚みが確認できる画像の送信を受ける。

※ 上記はあくまで一例です。詳しくは、古物営業法第15条、同法施行規則第15条に明記されています。

なお、1万円未満の取引金額で、自動二輪車、原動機付自転車、家庭用テレビゲームソフト、音楽・映像ソフト（CD、DVD、BD）及び書籍以外の古物を買受け等する場合や自己が売却した物品をその売却相手から買い受ける場合は、取引相手の確認を要しません。（防犯等のため、自主的に確認していただくことは結構です。）



罰則：懲役6月又は30万円以下の罰金

※ 詳細は、別添「帳簿の記載・相手の確認義務早見表」を参照してください。

その2 取引の記録と帳簿等の保存義務

取引により古物を受け取り、又は引き渡した場合、次の事項を帳簿又は電磁的方法により記録し、3年間、営業所で保存しなければなりません。

～記録する事項～

- ・ 取引の年月日 ・ 古物の品目・数量
- ・ 古物の特徴 ・ 取引相手の住所、氏名、職業、年齢
- ・ 取引相手の確認措置の区分



なお、

- ・ 取引相手の確認を要しない場合
- ・ 美術品類、時計・宝飾品類、自動車（部分品を含む）、自動二輪車・原動機付自転車（取引金額1万円以上の部品を含む）以外の古物を引き渡した場合

は帳簿記載等の義務が免除されています。（防犯等のため、自主的に確認していただくことは結構です。）

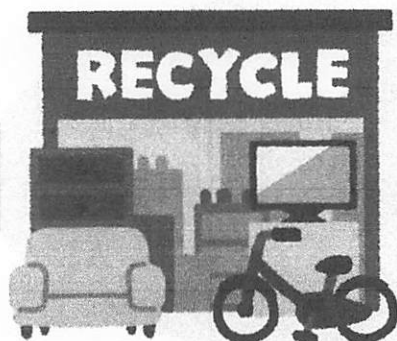
帳簿については、古物営業法施行規則に定められた様式を参考に自身で準備していただきます。

罰則：懲役6月又は30万円以下の罰金

※ 詳細は、別添「帳簿の記載・相手の確認義務早見表」を参照してください。

その3 不正品等発見時の警察官への申告義務

取引しようとする古物に盗品等の疑いがある場合には、直ちに、警察官に申告しなければなりません。

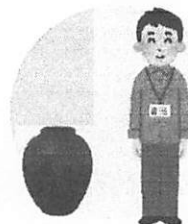


2 その他の義務

○ 許可証等の携帯義務

営業所以外の場所で取引するときは、許可証（従業者であれば行商従業者証）の携帯が必要です。

許可証は、公安委員会から交付されますが、行商従業者証は、古物営業法施行規則に定められた様式のことを自身で準備していただきます。



○ 標識の掲示義務等

営業所や仮設店舗の公衆から見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

標識は、古物営業法施行規則に定められた大きさ、素材、記載事項（許可公安委員会名、許可証番号、営業者の氏名又は名称※¹）のものを自身で準備していただきます。

営業者のウェブサイトのトップページ等消費者の目につきやすい箇所に許可公安委員会名、許可証番号、営業者の氏名又は名称※²を掲示しなければなりません。（ホームページ利用取引をしない営業者で、従業者が5人以下である又はウェブサイトを有していない場合を除く。）～令和6年4月1日から

※1 営業者の氏名又は名称に、営業所名称は含まれません。

※2 ホームページ利用取引をする営業者は、取り扱う古物に関する事項も併せて掲示しなければなりません。

○ 管理者選任義務

営業所ごとに管理者を選任しなければなりません。

管理者になれるのは、欠格事由に該当しておらず、かつ、営業時間中、常勤していて他の従業者を指導・監督することができるような立場にある方です。



○ 品触れの保存等の義務

品触れを受け取った場合には、受け取った日付を記載して、その日から6か月間保存し、品触れに相当する古物を受け取ったときは、直ちに警察に届け出なければなりません。

第3 古物市場主の義務

○ 標識の掲示・管理者選任義務

古物商と同様です。

○ 取引の記録と帳簿等の保存義務

古物市場における取引の都度、帳簿又は電磁的方法により

- ・ 取引の年月日
- ・ 古物の品目と数量
- ・ 古物の特徴
- ・ 取引の当事者の住所、氏名

を記録し、3年間、古物市場で保存しなければなりません。

○ 品触れの保存等の義務

品触れを受け取った場合には、受け取った日付を記載して、その日から6か月間保存し、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、直ちに警察に届け出なければなりません。

第4 各種手続き

1 変更届出

許可申請書の記載事項に変更がある場合は、変更する事項に応じて、次の要領により届け出る必要があります。

変更事項が、許可証の記載事項（氏名・名称、住所・所在地、法人代表者の氏名・住所、行商の別）に当たる場合、許可証の書換申請も必要です。

① 営業所(古物市場)の名称、所在地、主・その他の別を変更する場合

変更予定日の3日前（変更予定日から中3日をあけた日）までに営業所を管轄する警察署に届け出てください。

営業所名

営業所所在地

主たる営業所・その他の営業所の別

変更前に届出！

② ①以外の変更(営業者の住所・氏名、ホームページ利用取引・行商の有無等)の場合

変更の日から14日以内（登記事項証明書を添付する必要がある場合は20日以内）に営業所（書き換えを伴う場合は主たる営業所に限る。）を管轄する警察署に届け出てください。

《事例1》

個人営業者が12月8日に自宅兼営業所を博多警察署管内から糸島警察署管内に変更する場合

- ① 12月4日までに博多警察署で営業所の変更を届け出る。
- ② 12月8日から14日以内に糸島警察署に自宅の変更を届け出る。（許可証の書換申請も併せて行う。）

《事例2》

博多警察署管内に法人所在地兼営業所がある法人営業者が12月8日に糸島警察署管内に主たる営業所を新設し、法人所在地を同営業所に移転させる場合

- ① 12月4日までに博多警察署で営業所の新設と博多警察署管内の営業所をその他の営業所とする変更を届け出る。
- ②-1 12月8日から14日以内に博多警察署又は糸島警察署で糸島警察署管内に新設した営業所の管理者と取り扱う古物の区分に関する変更を届け出る。
- ②-2 12月8日から20日以内に糸島警察署で法人所在地の変更を届け出る。（許可証の書換申請も併せて行う。）

2 許可証の返納

古物営業を廃止したときは、10日以内に主たる営業所を管轄する警察署に許可証を返納しなければなりません。

3 競り売り・仮設店舗の届出

古物商は、競り売りや仮設店舗での古物の受け取りをしようとする場合は、3日前までに届け出なければなりません。

届出先は、競り売りの場所又は仮設店舗の場所を管轄する警察署が原則ですが、競り売りの場所又は仮設店舗の場所の都道府県内に営業所がない場合に限り、営業所を管轄する警察署でも届け出ることができます。

インターネット上で競り売りをする場合は、営業所の場所を管轄する警察署が届出先となります。



○ 競り売り

古物市場以外の場所で、競りの方法で古物を売却すること

○ 仮設店舗

屋台、テント、ブース、移動販売車など、容易に設置場所を変えられるような簡易な店舗を設けて、一時的に営業すること



第5 営業の制限

○ 取引場所に関する制限

営業所、相手方の住居又は届出済みの仮設店舗以外の場所では、古物を受け取ることができません。

古物市場では、古物商間でなければ古物を取引できません。

○ 差し止め

古物商が売却しようとする古物に盗品等の疑いがある場合、警察署長又は警察本部長から30日以内の期限を定めて、その古物の保管を命じられることがあります。

第6 立入調査

警察職員は、営業時間中に営業所、仮設店舗、古物の保管場所、古物市場、競り売りの場所に立ち入り、古物や帳簿等を検査し、関係者に質問することができます。

立入りや検査を拒否、妨害又は忌避した者は処罰されることがあります。

罰則：10万円以下の罰金

第7 無償回復請求

一般的には、民法の規定により

- 取引行為（善意であって過失がない場合に限る。）により取得した物が盗品又は遺失物である場合、被害者又は遺失者は盗難又は遺失のときから2年間回復を請求ができる。

- ただし、競売、公の市場又は同種の者を取り扱う営業者との取引行為により取得した場合には、被害者等から代価を得た場合に限り返還すればよい。

とされていますが、古物営業法の規定により、

- 古物商については、公の市場又は同種の物を取り扱う営業者との取引行為により取得した物についても、被害者又は遺失者は1年間無償の回復の請求ができる。

とされています。

第8 青少年からの買取（福岡県青少年健全育成条例）

「青少年から、正当な理由無く、古物の買い受け、委託販売、交換をしてはならない。」と定められています。

※ 福岡県青少年健全育成条例では、青少年とは18歳未満の者をいいます。

帳簿の記載・相手の確認義務早見表

○ 売買価格が1万円以上の場合

区 分	売 買 古 物 の 種 類	買取時の身分確認	帳 簿 等 の 記 載 等 の 義 務	
			買 取 時	売 却 時
原 則	例 外 品 以 外 の 古 物	○	○	×
例 外 品	美 術 品 類	○	○	○
	時 計 ・ 宝 飾 品 類	○	○	○
	自 動 車 (部 分 品 を 含 む 。)	○	○	○ 住所・氏名・職業・年齢は不要
	自 動 二 輪 ・ 原 付 (部 分 品 を 含 む 。)	○	○	○
	家 庭 用 ゲ ー ム ソ フ ト 類	○	○	×
	音 楽 や 映 像 を 記 録 し た C D ・ D V D 等	○	○	×
	書 籍	○	○	×

○ 売買価格が1万円未満の場合

区 分	売 買 古 物 の 種 類	買取時の身分確認	帳 簿 等 の 記 載 等 の 義 務	
			買 取 時	売 却 時
原 則	例 外 品 以 外 の 古 物	×	×	×
例 外 品	美 術 品 類	×	×	×
	時 計 ・ 宝 飾 品 類	×	×	×
	自 動 車 (部 分 品 を 含 む 。)	×	×	×
	自 動 二 輪 ・ 原 付 (部 分 品 を 含 む 。)	○	○	○ 部 分 品 は 不 要
	家 庭 用 ゲ ー ム ソ フ ト 類	○	○	×
	音 楽 や 映 像 を 記 録 し た C D ・ D V D 等	○	○	×
	書 籍	○	○	×

不審者・盗品等発見のポイント

- ① 売却品と売却人の結びつきが不自然ではないか。
- ② 遠方から売却に来ていないか。
- ③ 売却品の取扱説明ができるか。
- ④ 売却品についての知識があるか。
- ⑤ 売却品にネームタグ等が付いていないか。
- ⑥ 売却品に万引き防止用グッズが付いていないか。
- ⑦ 同一品目を多量に売却に来ていないか。
- ⑧ 同一品目を複数回にわたり売却に来ていないか。
- ⑨ 売却品に記載の名前と売却人の名前が一致するか。
- ⑩ 提示した身分確認資料と本人が同一か。
- ⑪ 本人自筆の署名文書を作る時、落ち着きがない等の不審点はないか。
- ⑫ 盗難品情報を把握しているか。
- ⑬ 警察や同業者と緊密な連携を保っているか。
- ⑭ 従業員に指導教育をしているか。
- ⑮ 警察への通報体制はできているか。



自動車商・バイク商の皆さんへ（こんな古物に注意！！）

原動機付自転車 自 動 二 輪 車	1 鍵穴が壊れている。 2 直結されている。 3 ハンドルカバー部分が取り外された形跡がある。 4 ハンドルロックが効かない。 5 自賠責保険証がない。 6 自賠責保険証の名義と売却人の名前が異なる。 7 車体番号が削られている。 8 エンジンキーでヘルメット入れ等が開かない。 9 一見して中学生、高校生風が持ってきた。 10 言い値での買取を依頼する。（買取価格にこだわらない。） 11 取扱いを知らない。
自 動 車	1 エンジンキーの部分が壊れている。 2 エンジンキーで助手席ドア、トランク等が開かない。 3 ドアと窓ガラスの間のゴムに傷がある。 4 センターピラーのプラスチック、ゴムに傷がある。 5 ドアロックノブに傷がある。 6 言い値での買取を依頼する。（買取価格にこだわらない。） 7 車検証が無い。 8 車検証がコピーである。 9 自賠責保険証・車検証の名義と売却人の名前が異なる。 10 装備の取扱いを知らない。 11 ナンバープレートの封印が無い。 12 封印の取り外しができる。

※ 自動車やバイクの取引の際は、

○自動車検査証の確認

○自動車検査証記載事項の帳簿への記載

をよろしくお願いいたします。



各種書式例

○ 古物商の帳簿

受入れ										払出し			
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認するための措置の区分（及び方法）	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住所	氏名	職業	年齢			住所	氏名

備考

- 1 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 2 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 3 「特徴」欄には、例えば、衣類にあっては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあっては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあっては自動車検査証に記載され、又は記録された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 4 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

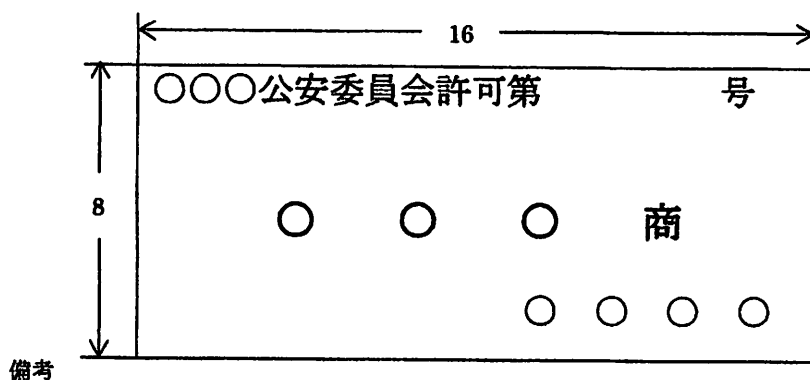
○ 古物市場主の帳簿

年 月 日		売主の氏名		売主の住所	
品 目		特 徴	数量	買主の住所及び氏名	

備考

- 1 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 2 「特徴」欄には、例えば、衣類にあっては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあっては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあっては自動車検査証に記載され、又は記録された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。

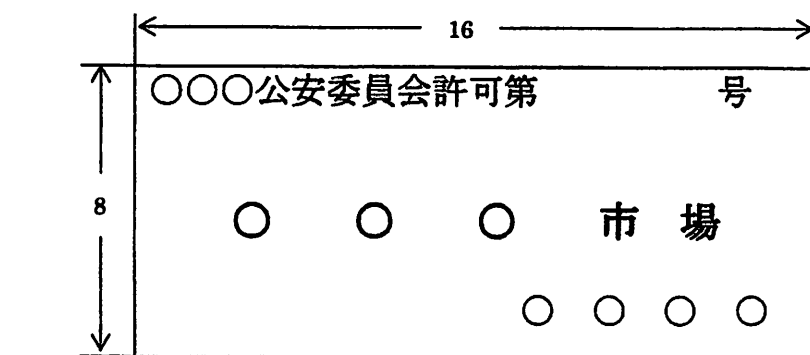
○ 古物商の標識



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は仮設店舗に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。

○ 古物市場の標識



備考

- 1 この様式は、古物市場主がその古物市場に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇市場」の「〇〇〇」の部分には、当該古物市場において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物市場主の氏名又は名称を記載するものとする。

○ 行商従業者証

(表)

8.5

5.5

行商従業者証

写真

氏 名

生年月日

(裏)

古物商の氏名 又は名称	
古物商の住所 又は居所	
許可証番号	〇〇〇公安委員会 第 号
主として取り 扱う古物の区 分	

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 3 「氏名」及び「生年月日」欄には、行商をする代理人等の氏名及び生年月日を記載すること。
- 4 「写真」欄には、行商をする代理人等の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上のもの）をはり付けること。

お知らせ 古物商・質屋の皆様へ

令和6年4月1日から

ウェブサイトへの 氏名等の掲示

が義務付けられます※

トップページなど消費者の目につきやすい箇所に

氏名又は名称

許可証番号

許可公安委員会名

を掲示してください

※ ウェブサイトを利用した非対面取引をしない
営業者で次のいずれかに該当する場合は掲示義務が免除されます

- ・ 常勤する従業者が5人以下
- ・ ウェブサイトを有していない



福岡県警察

<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>

